別紙様式第21号の2　（表）［略］

（裏）

注意事項

1　この証を受けたときは、各面をよく読んで、大切に持つていて下さい。

2　この証によつて認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに一か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。

3　保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとする場合において、組合員証等を提出することにより組合員等であることの確認を受ける場合には、この証を組合員証等に添えてその窓口で渡して下さい。

4　組合員の資格がなくなつたとき、法の短期給付に関する規定の適用を受けない組合員となつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、５日以内にこの証を組合に返して下さい。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく共済組合に差し出して訂正を受けて下さい。

備考［略］

別紙様式第21号の2　（表）［同上］

（裏）

注意事項

1　この証を受けたときは、各面をよく読んで、大切に持つていて下さい。

2　この証によつて認定疾病に係る保険診療を受ける場合は、窓口で支払う一部負担金等の額は、保険医療機関等又は保険薬局等ごとに一か月に表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。

3　保険医療機関等又は保険薬局等について認定疾病に係る保険診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡して下さい（保険医療機関等については、組合員証を添えて下さい。）。この場合には、その認定疾病に係る療養が終わるまで、この証は保管されて、療養が終わつてから返付されます。

4　組合員の資格がなくなつたとき、組合員が後期高齢者医療の被保険者等、交流派遣職員、私立大学派遣検察官等、私立大学等複数校派遣検察官等、弁護士職務従事職員、オリンピック・パラリンピック派遣職員、ラグビー派遣職員、福島相双復興推進機構派遣職員、イノベーション・コースト機構派遣職員、国際博覧会派遣職員若しくは継続長期組合員となつたとき又は被扶養者でなくなつたときは、５日以内にこの証を組合に返して下さい。

5　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

6　表面の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく共済組合に差し出して訂正を受けて下さい。

備考［同上］